

岩手県告示第277号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

令和2年4月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 二級河川大川水系大川

2 指定区間

(1) 左岸 一関市室根町矢越字鳥矢森7番1地先（上湯舟橋下流50m地点）から一関市室根町折壁字中西107番3地先（宮城県境）まで

(2) 右岸 一関市室根町矢越字湯舟22番2地先（上湯舟橋下流50m地点）から一関市室根町折壁字上前木222番地先（宮城県境）まで